

議案第128号

上越市立幼稚園条例の一部改正について

上越市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市立幼稚園条例の一部を改正する条例

上越市立幼稚園条例（昭和46年上越市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条まで、第5条の前の見出し及び同条を削る。

第6条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「前条の規定により市長が規則で定めるもののほか、」を削り、同条を第2条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第4条の規定により保育料の全部又は一部を免除された者については、改正前の第3条ただし書の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。